

今後の進め方について（案）

1 中間報告の取り扱いについて

中間報告に基づき、以下のとおりパブリックコメントや説明会を実施する。

(1) パブリックコメント

- 「地球温暖化対策を推進するための条例のあり方（中間案）」（中間報告 第 4 章（37～45 ページ））に、検討の背景やアクションプログラムの制度の概要を付して意見を募集する。
- 意見募集に関する資料は、市政情報センター、区役所・総合支所、環境企画課において配布するほか、市ホームページにも掲載する。

(2) 市民・事業者向け説明会等

- 市民・事業者向け説明会（各 2 回を予定）及び各事業者団体等への説明を実施。

2 今後の予定

平成 31 年	2 月下旬～3 月下旬	〔パブリックコメント 市民・事業者向け説明会等〕
	4 月下旬	
	5 月下旬	第 1 回環境審議会（答申案の審議）
	6 月上旬	環境審議会会長から市長へ答申